

# 天皇陛下の御活動の状況 及び摂政等の過去の事例

# 目次

1. 天皇陛下の御活動の状況
2. 摂政の事例
3. 国事行為の臨時代行の事例
4. 退位の事例
5. 天皇陛下の御代替わりにおける儀式等の概況

# 1. 天皇陛下の御活動の状況

# 天皇の行為の分類及び具体例

	国事行為	公的行為	その他の行為	
			公的性格・公的色彩を有するもの	純粋に私的なもの
定義	天皇が、国家機関として、内閣の助言と承認に基づいて行う行為であり、憲法第6条、第7条、第4条第2項に定める行為	憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるもの	国事行為及び公的行為以外の行為であり、国としてその行為が行われることについて関心を持ち、人的又は物的側面からその援助を行うのが相当と認められる側面を有するもの	国事行為及び公的行為以外の行為であり、純粋に私的なもの
具体例	<p>[憲法第6条]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命</li> <li>内閣の指名に基づいて、最高裁判所長官を任命</li> </ul> <p>[憲法第7条]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法改正、法律、政令及び条約を公布</li> <li>国会を召集</li> <li>衆議院を解散</li> <li>国会議員の総選挙の施行を公示</li> <li>国務大臣等の認証官の任免を認証並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証</li> <li>恩赦を認証</li> <li>栄典を授与</li> <li>批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証</li> <li>外国の大使及び公使を受け</li> <li>儀式を行うこと（新年祝賀の儀、大喪の礼、即位の礼等）</li> </ul> <p>[憲法第4条第2項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国事行為を臨時代行に委任すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証官任命式</li> <li>新年一般参賀、天皇誕生日一般参賀・祝賀</li> <li>講書始の儀、歌会始の儀</li> <li>春・秋の園遊会</li> <li>拝謁（勲章・褒章受章者、被表彰者）</li> <li>御会見（国賓）、御引見（外国賓客、外国大使）</li> <li>宮中晩餐（国賓）、午餐（公賓、大臣、駐日大使御夫妻）</li> <li>お茶（日本芸術院賞受賞者、日本学士院賞受賞者）</li> <li>全国植樹祭、国民体育大会、豊かな海づくり大会、災害お見舞い、地方事情御視察</li> <li>国会開会式、全国戦没者追悼式、学士院授賞式、芸術院授賞式、国賓御訪問、東日本大震災追悼式</li> <li>外国御訪問</li> </ul>	<p style="text-align: center;">音楽会等御鑑賞</p> <p>芸術御奨励、チャリティの趣旨のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大嘗祭</li> </ul> <p style="text-align: center;">福祉施設御訪問、企業御視察</p> <p>大臣等からの願い出に基づいて、実情把握、御奨励のために行われるもの</p> <p>個人としての御関心によるもので、実情把握、御奨励のために行われるもの</p>	<p>純粋に個人としての御関心によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮中祭祀（新嘗祭など）</li> <li>神社御参拝</li> <li>御用邸御滞在</li> <li>大相撲御覧</li> <li>生物学御研究</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」（日本国憲法第3条）</li> <li>「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」（日本国憲法第4条第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国政に関する権能にわたらないこと</li> <li>象徴としての性格に反しないこと</li> <li>内閣が責任を負うこと</li> <li>憲法の趣旨に沿って行われるよう行政の配慮が必要（第一次的には宮内庁、最終的には内閣）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の趣旨、内容等に応じ、左記の留意点に準じた配慮が必要</li> </ul>	

## 天皇陛下の御活動の概況及び推移

- 天皇陛下の御活動の推移について、国事行為は大きな変化が見られない。
- 公的行為については行幸啓や茶会等の国民と接する御活動や外国御訪問など全般に増加傾向。

		昭和天皇		今上天皇	
		57歳 昭和33年	82歳 昭和58年	57歳 平成3年	82歳 平成27年
<b>国事行為</b>					
	御署名・御押印	記録なし	1,034件	1,105件	1,009件
	御署名・御押印以外	31件	39件	40件	38件
	親任式	1件	1件	1件	—
	信任状捧呈式	23件	30件	25件	28件
	勲章親授式	—	2件	2件	3件
	その他	7件	6件	12件	7件
<b>公的行為 (うち勤労奉仕団御会釈を除いたもの)</b>		448件 (322件)	344件 (300件)	512件 (447件)	529件 (475件)
	認証官任命式	13件	18件	13件	18件
	拝謁	25件	95件	74件	78件
	御接見・御会見・御引見	31件	44件	77件	61件
	午餐・御昼餐・御夕餐・晩餐	28件	26件	29件	24件
	お茶・茶会	3件	4件	26件	57件
	行幸啓における御活動	125件	42件	88件	128件
	外国御訪問における御活動	—	—	44件	10件
	勤労奉仕団御会釈	126件	44件	65件	54件
その他	97件	71件	96件	99件	
<b>その他の行為のうち、公的性格・公的色彩を有するもの</b>		68件	49件	38件	68件
	御覧・御鑑賞等	5件	1件	3件	14件
	御進講等	40件	32件	32件	17件
	その他	23件	16件	3件	37件
<b>宮中祭祀</b>		33件	9件	38件	19件

【注】勤労奉仕団は、空襲で焼失した宮殿の焼け跡を整理するため、昭和20年12月に宮城県内の有志が勤労奉仕を申し出たことが始まりであるところ、昭和33年当時は、まだ現在の宮殿が完成していなかった（新宮殿の起工は昭和39年7月、完成は昭和43年10月）状況でもあり、他の年と比べて件数が多くなっているものと考えられる。

## 今上陛下の特徴的な御公務

○今上陛下の御公務の中で、昭和天皇の時代との比較で増加が見られる特徴的なものとしては、被災地への御訪問、戦没者慰霊のための御訪問、国内外関係者との御懇談などに増加傾向。

### ○避難所御訪問（行幸啓）



福島県双葉町からの避難者をお見舞いになる天皇皇后両陛下（埼玉県加須市）（平成23年4月8日）

### ○戦没者の慰霊



東京都慰霊堂にて拝礼される天皇皇后両陛下（東京都墨田区）（平成27年5月26日）

### ○関係者との御懇談（お茶・茶会）



第7回日本・メコン地域諸国首脳会議に出席する各国首脳等とご挨拶をお交わしになる天皇陛下、秋篠宮殿下（宮殿 連翠）（平成27年7月3日）

### ○被災地御訪問（行幸啓）



三坂町地区（被災地域）を視察され、ご黙礼になる天皇皇后両陛下（茨城県常総市）（平成27年10月1日）

### ○戦争の記憶の継承（行幸啓）



北原尾地区開拓記念碑をご視察になる天皇皇后両陛下（宮城県蔵王町）（平成27年6月17日）

### ○全国各地への御訪問（行幸啓）



太陽の家サンスポーツセンターのトレーニングルームをご視察になる天皇皇后両陛下（大分県別府市）（平成27年10月4日）

## 宮中祭祀祭儀一覧（恒例のもの）と平成27年の実施状況

	月日	祭儀	内容	平成27年の 実施状況
1	1月1日	四方拝（しほうはい）	早朝に天皇陛下が神嘉殿南庭で伊勢の神宮、山陵および四方の神々をご遙拝になる年中最初の行事	○
2		歳旦祭（さいたんさい）の儀	早朝に三殿で行われる年始の祭典	
3	1月3日	元始祭（げんしさい）の儀	年始に当たって皇位の大本と由来とを祝し、国家国民の繁栄を三殿で祈られる祭典	○
4	1月4日	奏事始（そうじはじめ）の儀	掌典長が年始に当たって、伊勢の神宮および宮中の祭事のことを天皇陛下に申し上げる行事	○
5	1月7日	昭和天皇祭皇霊殿の儀	昭和天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある。）夜は御神楽がある。	○
6		昭和天皇祭御神楽の儀		○
7	1月30日	孝明天皇例祭の儀	孝明天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある。）	○
8	2月1日	旬祭（しゅんさい）	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
9	2月11日	三殿御拝	三殿への御拝礼	○
10	2月17日	祈年祭（きねんさい）の儀	三殿で行われる年穀豊穰祈願の祭典	○
11	3月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
12	春分の日	春季皇霊祭・神殿祭の儀	春分の日に皇霊殿で行われるご先祖祭、神殿で行われる神恩感謝の祭典	※
13	4月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
14	4月3日	神武天皇祭皇霊殿の儀	神武天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある。）	※
15		皇霊殿御神楽の儀	神武天皇祭の夜、特に御神楽を奉奏して神霊をなごめる祭典	※
16	5月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	○
17	6月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
18	6月16日	香淳皇后例祭	香淳皇后の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある。）	○
19	6月30日	節折（よおり）の儀	天皇陛下のために行われるお祓いの行事	○
20	7月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
21	7月30日	明治天皇例祭の儀	明治天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある。）	○
22	8月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
23	9月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
24	秋分の日	秋季皇霊祭・秋季神殿祭の儀	秋分の日に皇霊殿で行われるご先祖祭、神殿で行われる神恩感謝の祭典	○
25	10月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	※
26	10月17日	新嘗祭（かんなめさい）神宮遙拝の儀	賢所に新穀をお供えになる神恩感謝の祭典。この朝天皇陛下は神嘉殿において伊勢の神宮をご遙拝になる。	○
27		新嘗祭賢所（かしこどころ）の儀		○
28	11月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
29	11月23日	新嘗祭神嘉殿（にいなめさいしんかでん）の儀（夕（よい）の儀・暁（あかつき）の儀）	天皇陛下が、神嘉殿において新穀を皇祖はじめ神々にお供えになって、神恩を感謝された後、陛下自らもお召し上がりになる祭典。宮中恒例祭典の中の最も重要なもの。天皇陛下自らご栽培になった新穀もお供えになる。	○
30	12月1日	旬祭	毎月1日・11日・21日に三殿で行われる祭典であり、原則として1日には天皇陛下の御拝礼がある。	
31	12月中旬	賢所御神楽（かしこどころみかぐら）の儀	夕刻から賢所に御神楽を奉奏して神霊をなごめる祭典	○
32	12月23日	天長祭（てんちょうさい）の儀	天皇陛下のお誕生日を祝して三殿で行われる祭典	
33	12月25日	大正天皇例祭の儀	大正天皇の崩御相当日に皇霊殿で行われる祭典（陵所においても祭典がある。）	○
34	12月31日	節折の儀	天皇陛下のために行われるお祓いの行事	○

※ 出御される予定だったが、御不例等によりお出ましにならなかったもの。

（注1）歳旦祭については、平成24年以降御代拝（掌典次長が奉仕）となっている。

（注2）新嘗祭については、夕刻に行われる「夕の儀」と未明に行われる「暁の儀」があるが、「暁の儀」については平成26年以降掌典長が供進している。

（注3）旬祭は、平成21年以降、5月と10月を除き侍従による御代拝とされている。

（注4）上記一覧のほか、歴代天皇の式年祭（崩御の日より3年、5年、10年、20年、30年、40年、50年、100年、以後100年毎）や外国御訪問前後の御拝礼などが行われている。

# 主な宮中祭祀の状況

## ○<sup>しほうはい</sup>四方拝・<sup>さいたんさい</sup>歳旦祭（1月1日）

- ・四方拝は明け方に行われ、それに引き続いて歳旦祭が行われる。
- ・元旦はこのほか、国事行為たる「新年祝賀の儀」に臨まれ、三権の長や各国の外交使節団等から祝賀をお受けになるとともに、ほぼ一日にわたり、御親族や宮内庁職員はじめ多数の関係者から新年の祝賀をお受けになる。

## ○<sup>しゅんきこうれいさい</sup>春季皇霊祭の儀・<sup>しゅんきしんでんさい</sup>春季神殿祭の儀（春分の日）、<sup>しゅうきこうれいさい</sup>秋季皇霊祭の儀・<sup>しゅうきしんでんさい</sup>秋季神殿祭の儀（秋分の日）

- ・春分の日と秋分の日には、皇霊殿で行われるご先祖祭である「皇霊祭」と神殿で行われる神恩感謝の祭典である「神殿祭」が行われる。



平成25年9月 秋季皇霊祭の儀・秋季神殿祭の儀（皇霊殿・神殿）

## ○新嘗祭（11月23日）

- ・<sup>にいなめさい</sup>新嘗祭は、夕刻に行われる「<sup>よいぎ</sup>夕の儀」と、未明に行われる「<sup>あかつきぎ</sup>暁の儀」で構成され、宮中恒例祭典の中の最も重要なものとされる。
- ・また、新嘗祭等においては、天皇陛下自らご栽培になった新穀もお供えになる。
- ・新嘗祭に関連して、天皇陛下は、新嘗祭献穀者としてご会釈になり、新嘗祭献穀をご覧になる。
- ・このほかにも、年穀豊穰祈願の祭典である「<sup>しねんさい</sup>祈年祭」（2月17日）や、賢所に新穀をお供えになる神恩感謝の祭典である「<sup>かんなめさい</sup>神嘗祭」（10月17日）など、五穀豊穰を祈念される祭祀が行われている。



平成25年11月 新嘗祭神嘉殿の儀（夕の儀）（神嘉殿）



# これまでの御活動の見直し

- 天皇皇后両陛下の御活動については、平成16年以降、累次の見直しが行われてきているが、**内容・方法等についての調整・見直しが主であり、御活動そのものの大幅な削減はなされていない。**

【平成24年の天皇陛下の御誕生日会見より】

「負担の軽減は、公的行事の場合、公平の原則を踏まえてしなければならないので、十分に考えてしなくてはなりません。  
今のところしばらくはこのままでいきたいと考えています。」

## 【これまでの御活動の見直し】

### 平成16年

- 以下の拝謁を、皇太子同妃両殿下にお譲り
  - ・「母子保健奨励賞受賞者」（年1回）
  - ・「全国少年補導職員」（年1回）
- 以下の拝謁を、お取り止め（平成15年の拝謁が最後）
  - ・「母子愛育会会長表彰の母子愛育班員等」（年1回）
  - ・「高松宮殿下記念世界文化賞受賞者」（年1回）
  - ・「結核予防会総裁賞受賞者」（年1回）
  - ・「京都賞受賞者」（年1回）
  - ・「国土交通大臣表彰の航路標識職員」（年1回）

### 平成21年

- 新年一般参賀のお出まし回数を、7回から5回に変更
- 1月29日、「今後の御公務及び宮中祭祀の進め方について」を公表  
【主な内容】
  - ・拝謁手順の見直し等を通じて、拝謁の回数・日程を縮減
  - ・茶会等についても、行事内容をこまめに見直し
  - ・首相級の外国賓客御引見は、原則として、公賓又は公式実務訪問賓客として訪日する場合に限る。
  - ・式典における「おことば」は基本的になしとし、御臨席時間も短縮
  - ・新嘗祭は、時間を限ってお出ましいただく
  - ・毎月1日の旬祭は、5月1日及び10月1日以外は御代拝
- 以下の拝謁を、お取り止め（平成20年の拝謁が最後）
  - ・「財務大臣表彰の申告納税制度普及発展尽力者」（年1回）
  - ・「文部科学大臣表彰の優良公民館代表等」（年1回）
  - ・「総務大臣表彰の公平事務功労者」（5年毎）
  - ・「内閣府青年国際交流事業の日本青年海外派遣の派遣団員等」（年1回）

### 平成25年

- 「国際交流基金賞受賞者」の御接見（年1回）を皇太子同妃両殿下にお譲り

### 平成27年

- 「こどもの日」、「敬老の日」にちなんだ福祉施設等への御訪問を、皇太子同妃両殿下、秋篠宮同妃両殿下にお譲り

### 平成28年

- 5月9日、「当面のご公務について」を公表

#### 【主な内容】

#### ①お取り止め

##### ＜拝謁＞

- ・「警察大学校警部任用科学生」（年3回）
- ・「全国警察本部長等」（年1回）
- ・「全国検事長及び検事正会合同に出席する検事正等」（年1回）
- ・「地方裁判所長及び家庭裁判所長」（年1回）
- ・「全国市議会議長会総会に出席する市議会議長等」（隔年）
- ・「全国町村議会議長」（10年毎）
- ・「自衛隊高級幹部会合同に出席する統合幕僚長等」（年1回）

##### ＜午餐＞

- ・「総務大臣始め知事」のお話・午餐（年1回）

#### ②皇太子同妃両殿下にお譲り

##### ＜拝謁＞

- ・「小学校長会理事会に出席する小学校長」（隔年）
- ・「中学校長会総会に出席する中学校長」（隔年）

##### ＜御接見＞

- ・「国際緊急援助隊（JDR）」（不定期）
- ・「国際平和協力隊（PKO）」（不定期）

- ③「公式実務訪問賓客（元首等）」の御会見・午餐は、御会見のみとする。

## 2. 摂政の事例

## 歴代天皇の摂政の設置状況

摂政が置かれた 天皇	過去124代のうち38方（次頁一覧表参照） ※同一の天皇の御代に摂政が交替する例もあり、摂政の述べ実例数は64例（実人員は50人）
摂政の身分	皇太子（飛鳥時代及び大正時代。 4例（推古天皇、斉明天皇、天武天皇、大正天皇）） 皇族以外（平安時代～江戸時代。 60例（清和天皇～明治天皇の34方））
主な設置理由	<p>①幼少：32方（57例）（注1） （注1）明正天皇は女性天皇であるが、即位時に幼年（7歳）であったことが摂政設置の主な要因であるので、この分類に入れている。しかし、成年となった16歳以降も在位中を通じて摂政が置かれており、これは女性であったためと推測されるので、女性天皇に因る場合の事例としても数えている。</p> <p>②女性：4方（4例）（注2） （注2）女性天皇には必ず摂政が置かれるわけではなく、奈良時代までの女帝のうち皇極・持統・元明・元正・孝謙・称徳の各天皇の御代には摂政は置かれていない。</p> <p>③御病気：1方（1例）</p> <p>④不明：2方（2例）</p>
権限、活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摂政は天皇に代わって広く国政全般を行うことをその任務とした。摂政は特定の職務を分掌するものではなく、天皇に代わり国政全般を行う権限を有し、天皇が国政を遂行するのと同様の活動を行った。これは、皇太子と皇族以外の摂政で異なるところはない。</li> <li>・ 明治憲法体制下では、摂政は大日本帝国憲法にて「天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ」（第17条）と規定され、憲法に基づく天皇大権（国務上の大権（広義には一切の統治の権能）、皇室の大権、陸海軍統帥の大権、栄典授与の大権、祭祀の大権の5つ）を代行。</li> <li>・ 日本国憲法下においては、摂政は「天皇の名でその国事に関する行為を行う」（第5条）と規定され、憲法上の国事行為を代行。天皇と同様に国政に関する権能は有しない。</li> </ul>

# 歴代天皇の摂政の設置状況一覧

時代	代数	天皇	摂政
古代 (飛鳥時代より前)	1	神武(じんむ)	
	2	綏靖(すいぜい)	
	3	安寧(あんねい)	
	4	懿徳(いとく)	
	5	孝昭(こうしょう)	
	6	孝安(こうあん)	
	7	孝靈(こうれい)	
	8	孝元(こうげん)	
	9	開化(かいか)	
	10	崇神(すじん)	
	11	垂仁(すいにん)	
	12	景行(けいこう)	
	13	成務(せいむ)	
	14	仲哀(ちゅうあい)	
	15	應神(おうじん)	
	16	仁徳(にんとく)	
	17	履中(りちゅう)	
	18	反正(はんぜい)	
	19	允恭(いんぎょう)	
	20	安康(あんこう)	
	21	雄略(ゆうりやく)	
	22	清寧(せいねい)	
	23	顯宗(けんそう)	
	24	仁賢(にんけん)	
	25	武烈(ぶれつ)	
	26	繼體(けいたい)	
	27	安閑(あんかん)	
	28	宣化(せんか)	
	29	欽明(きんめい)	
	30	敏達(びだつ)	
	31	用明(ようめい)	

飛鳥時代	32	崇峻(すしゅん)	
	33	推古(すいこ)	○
	34	舒明(じょめい)	
	35	皇極(こうぎよく) <small>*後に重祚して第37代 齊明天皇となる</small>	
	36	孝徳(こうとく)	
	37	齊明(さいめい)	○
	38	天智(てんじ)	
	39	弘文(こうぶん)	
	40	天武(てんむ)	○
	41	持統(じとう)	
奈良時代	43	元明(げんめい)	
	44	元正(げんしょう)	
	45	聖武(しょうむ)	
	46	孝謙(こうけん) <small>*後に重祚して第48代 稱徳天皇となる</small>	
	47	淳仁(じゅんにん)	
	48	稱徳(しょうとく)	
	49	光仁(こうにん)	
	50	桓武(かんむ)	
	51	平城(へいぜい)	
	52	嵯峨(さが)	
鎌倉時代	53	淳和(じゅんな)	
	54	仁明(にんみょう)	
	55	文徳(もんとく)	
	56	清和(せいわ)	○
	57	陽成(ようぜい)	○
	58	光孝(こうこう)	
	59	宇多(うだ)	
	60	醍醐(だいご)	

平安時代	61	朱雀(すざく)	○
	62	村上(むらかみ)	
	63	冷泉(れいぜい)	
	64	圓融(えんゆう)	○
	65	花山(かざん)	
	66	一條(いちじょう)	○
	67	三條(さんじょう)	
	68	後一條(ごいちじょう)	○
	69	後朱雀(ごすざく)	
	70	後冷泉(ごれいぜい)	
鎌倉時代	71	後三條(ごさんじょう)	
	72	白河(しらかわ)	
	73	堀河(ほりかわ)	○
	74	鳥羽(とば)	○
	75	崇徳(すとく)	○
	76	近衛(このえ)	○
	77	後白河(ごしらかわ)	
	78	二條(にじょう)	
	79	六條(ろくじょう)	○
	80	高倉(たかくら)	○
鎌倉時代	81	安徳(あんとく)	○
	82	後鳥羽(ごとば)	○
	83	土御門(つちみかど)	○
	84	順徳(じゅんとく)	
	85	仲恭(ちゅうきょう)	○
	86	後堀河(ごほりかわ)	○
	87	四條(しじょう)	○
	88	後嵯峨(ごさが)	
	89	後深草(ごふかくさ)	○
	90	龜山(かめやま)	
	91	後宇多(ごうだ)	○
	92	伏見(ふしみ)	

室町時代	93	後伏見(ごふしみ)	○
	94	後二條(ごにじょう)	
	95	花園(はなぞの)	○
	96	後醍醐(ごだいご)	
	97	後村上(ごむらかみ)	
	98	長慶(ちやうけい)	
	99	後龜山(ごかめやま)	
	100	後小松(ごこまつ)	○
	101	稱光(しょうこう)	
	102	後花園(ごはなぞの)	○
江戸時代	103	後土御門(ごつちみかど)	
	104	後柏原(ごかしわばら)	
	105	後奈良(ごなら)	
	106	正親町(おおぎまち)	
	107	後陽成(ごようぜい)	
	108	後水尾(ごみずのお)	
	109	明正(めいしょう)	○
	110	後光明(ごこうみょう)	○
	111	後西(ごさい)	
	112	靈元(れいげん)	○
明治	113	東山(ひがしやま)	○
	114	中御門(なかみかど)	○
	115	櫻町(さくらまち)	
	116	桃園(ももぞの)	○
	117	後櫻町(ごさくらまち)	○
	118	後桃園(ごももぞの)	○
	119	光格(こうかく)	○
	120	仁孝(にんこう)	
	121	孝明(こうめい)	
	122	明治(めいじ)	○
大正	123	大正(たいしょう)	○
	124	昭和(しょうわ)	

安土  
桃山時代

### 3. 国事行為の臨時代行の事例

# 国事行為の臨時代行の事例

## 国事行為の臨時代行に関する法律（昭和39年法律第83号）の制定以降の状況

- 臨時代行の件数 27件（昭和5件、平成22件）
- 委任の理由
  - ・外国御旅行 21件（昭和2件、平成19件）
  - ・御病氣御療養 6件（昭和3件、平成3件）
- 委任された事項
  - ・全般 26件（昭和4件、平成22件）  
※国事行為の臨時代行は、日本国憲法第7条各号に規定された天皇の国事行為を代行。
  - ・一部 1件（昭和1件）  
※昭和62年12月15日から昭和63年9月22日までの間、憲法第7条第5号から第9号までに規定する行為に限定して委任。
- 開始時の委任期間
  - ・外国御旅行の間 21件（全て外国御旅行に伴う委任）（昭和2件、平成19件）
  - ・当分の間 6件（全て御病氣御療養に伴う委任）（昭和3件、平成3件）
- 委任期間の実績
  - ・一か月未満 23件（21件が外国御旅行に伴う委任、残りが御病氣御療養であり、期間は2日～18日間）（昭和4件、平成19件）
  - ・一か月以上 4件（全て御病氣御療養に伴う委任であり、期間は約1か月～1年3カ月）（昭和1件、平成3件）



国事行為臨時代行として認証官任命式に臨まれる皇太子殿下  
（宮殿：平成28年1月）

## 国事行為の臨時代行の事例一覧

委任年月日	委任を受けた皇族	委任の理由	委任された事項	解除年月日	期間
S46. 9. 27	皇太子明仁親王殿下	外国御旅行	全般	S46. 10. 14	18日
S50. 9. 30	皇太子明仁親王殿下	外国御旅行	全般	S50. 10. 14	15日
S62. 9. 22	皇太子明仁親王殿下	御病気御療養	全般	S62. 10. 3	12日
S62. 10. 3	徳仁親王殿下	御病気御療養中 (皇太子明仁親王殿下 外国御旅行)	全般	S62. 10. 10	8日
S62. 10. 10	皇太子明仁親王殿下	御病気御療養	全般 (S62. 12. 15から S63. 9. 22まで、 憲法第7条第5号 から第9号までに 規定する行為に 限定)	S64. 1. 7 (昭和天皇 崩御日)	456日
H3. 9. 26	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H3. 10. 6	11日
H4. 10. 23	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H4. 10. 28	6日
H5. 8. 6	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H5. 8. 9	4日
H5. 9. 3	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H5. 9. 19	17日
H6. 6. 10	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H6. 6. 26	17日
H6. 10. 2	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H6. 10. 14	13日
H9. 5. 30	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H9. 6. 13	15日
H10. 5. 23	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H10. 6. 5	14日

委任年月日	委任を受けた皇族	委任の理由	委任された事項	解除年月日	期間
H12. 5. 20	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H12. 6. 1.	13日
H14. 7. 6	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H14. 7. 20	15日
H15. 1. 16	皇太子徳仁親王殿下	御病気御療養	全般	H15. 2. 18	34日
H17. 5. 7	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H17. 5. 14	8日
H17. 6. 27	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H17. 6. 28	2日
H18. 6. 8	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H18. 6. 15	8日
H19. 5. 21	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H19. 5. 30	10日
H21. 7. 3	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H21. 7. 17	15日
H23. 11. 7	皇太子徳仁親王殿下	御病気御療養	全般	H23. 12. 6	30日
H24. 2. 17	皇太子徳仁親王殿下	御病気御療養	全般	H24. 4. 10	54日
H24. 5. 16	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H24. 5. 20	5日
H25. 11. 30	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H25. 12. 6	7日
H27. 4. 8	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H27. 4. 9	2日
H28. 1. 26	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H28. 1. 30	5日

## 4. 退位の事例



# 天皇の退位の事例

○過去124代の天皇のうち退位された方は58方。

## 退位の主な事例

(※は内閣官房において追加)

### 【飛鳥時代】

持統天皇（第41代。在位690～697年）

太政大臣高市皇子の死を機に、草壁（※持統天皇の子、689年薨去）の子の軽皇子（文武天皇）を皇太子とし、持統十一年八月皇位を軽に譲り、太上天皇となって文武とともに政治を行う。（米田雄介編『歴代天皇・年号事典』（吉川弘文館、平成15年）。以下『事典』という。）

### 【平安時代中期】

花山天皇（第65代。在位984～986年）

寵愛する女御藤原柢子（為光の女）の死に心をいためた天皇は、・・・東山の花山寺に入って出家した。これは外孫の皇太子懐仁親王（一条天皇）を即位させようとする右大臣藤原兼家の陰謀に乗ぜられたもの。（『事典』）

### 【平安時代後期～鎌倉時代前期】

崇徳天皇（第75代。在位1123～1141年）

大治四年（1129）（白河）法皇が崩じ、鳥羽上皇の執政が始まると、天皇をとりまく情勢はきびしくなり、永治元年（1141）十二月七日、心ならずも上皇の寵妃美福門院の生んだ近衛天皇に位を譲った。（『事典』）

### 【鎌倉時代後期～南北朝時代】

後宇多天皇（第91代。在位1274～1287年）

亀山上皇が院政を行い、後宇多天皇が即位したことについては、亀山の兄の後深草上皇が不満を抱いており、ここに後深草系の持明院統と、亀山系の大覚寺統との対立を見るに至った。後深草に同情した幕府は、その皇子の熙仁を皇太子に立て、弘安十年十月、後宇多天皇は熙仁（伏見天皇）に譲位し、後深草上皇が院政を行うことになった。（『事典』）

### 【江戸時代】

後水尾天皇（第108代。在位1611～1629年）

天皇の在位時は、時に新しい朝幕関係の確立を目指した徳川幕府は、元和元年『禁中並公家諸法度』を定めて朝廷抑制の方針を制度化したが、さらに四辻季継らの配流や紫衣事件のごとき朝廷の内政・特権に対する露骨な干渉も相ついで行われた。このため天皇は憤懣抑えがたく、あえて幕府に諮ることなく譲位を執行したのであった。（『事典』）

## 上皇の御活動の事例

○上皇と称された55方の事例。(上皇と称されなかった3方は第35代皇極天皇、第47代淳仁天皇、第85代仲恭天皇)

### 飛鳥時代～平安時代後期

- ◇ 天皇又は摂政・関白が政務を行った時代
- ◇ 上皇が政務に関わった例はあるが、院政という形で政務に常時関与することはなかった時代

(例)

元正天皇 (在位：715～724年)	次に即位した聖武天皇を後見人として補佐。744年、病気で政務がとれない聖武天皇の名代として難波京遷都の勅を発した。
-----------------------	---

### 平安時代後期～鎌倉時代中期

- ◇ 摂関政治が衰退から終焉に向かい、院政が始まり上皇が政務全般に関与した時代
- ◇ この間に武家勢力が台頭し始め、朝廷・公家と武家の両勢力が拮抗するようになった時代

(例)

白河天皇 (在位：1072～1086年)	白河上皇の子である堀河天皇の庇護後見の役割を果たした。白河上皇の孫である鳥羽天皇の即位と、政治的に未熟な若い摂政（藤原忠実）の登場を契機に、上皇は本格的に政治的権限を掌握。受領階級や武家出身の院近臣を用いて執政。特に叙位・除目（人事）に介入し、人事権を掌握。仏教に帰依し、法勝寺始め寺院を建立。
後白河天皇 (在位：1155～1158年)	二条天皇の即位により、後白河院政派と二条親政派が対立し、平治の乱につながる。後白河上皇は院御所である法住寺殿の鎮守として日吉社・熊野社を勧請（熊野御幸は34回に及ぶ）。御所の拡張や軍事力の整備、平氏の追討、朝廷・公家と武家との対立調整に当たった。
後鳥羽天皇 (在位：1183～1198年)	院政機構を改革。1202年、九条兼実の出家、土御門通親の急死により後鳥羽上皇が名実ともに治天の君となる。除目は上皇主導で実施。公事の再興・故実の整備にも積極的に取り組む。廷臣を統制。1221年に執権・北条義時追討の院宣を出した（承久の乱）。

### 鎌倉時代中期～江戸時代後期

- ◇ 武家政権（鎌倉幕府、室町幕府、織豊政権、江戸幕府）の時代
- ◇ 武家政権下で院政は名目化し、上皇は朝廷・公家社会の限られた範囲の政務を担当した時代

(例)

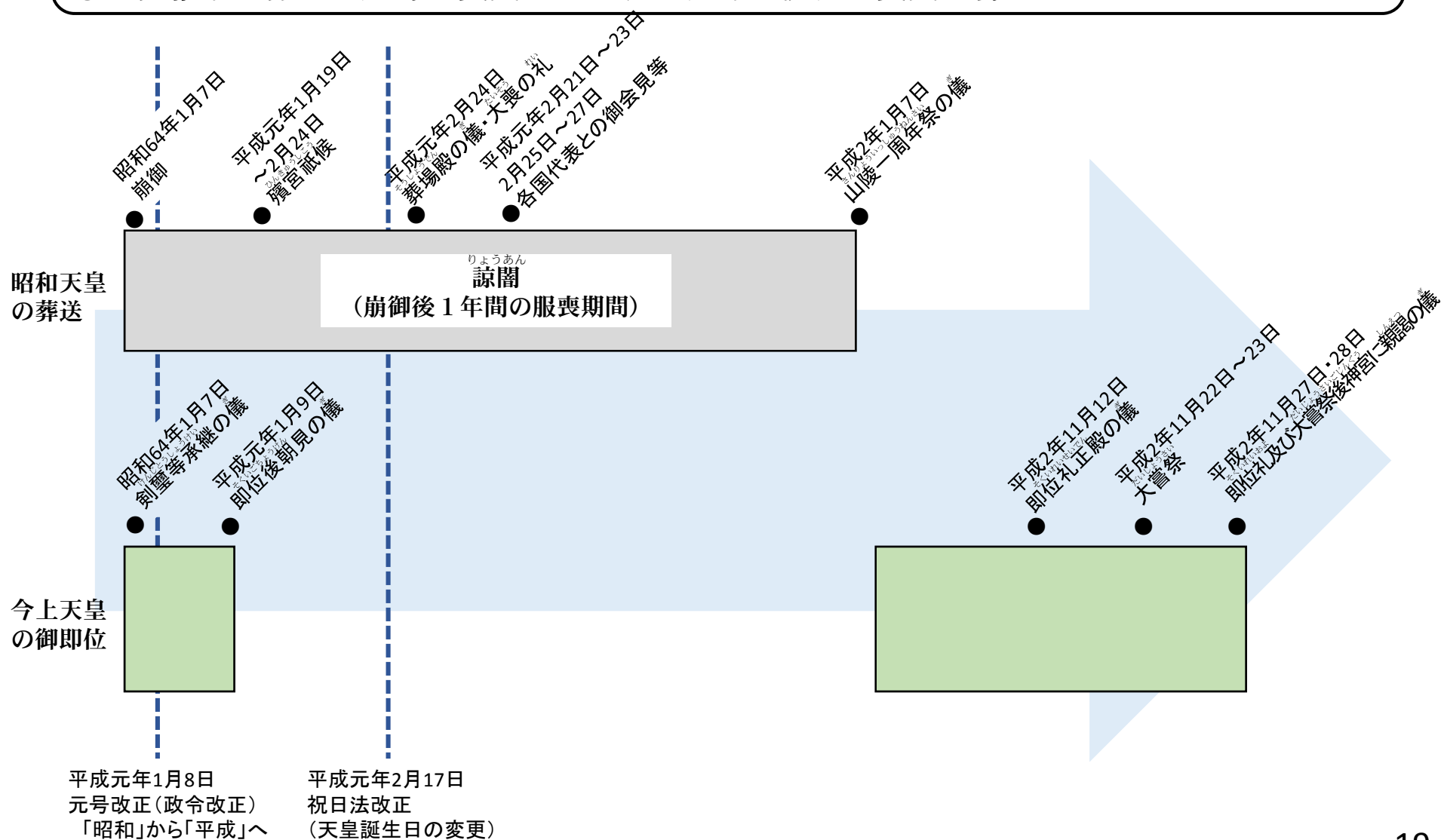
霊元天皇 (在位：1663～1687年)	久しく廃絶していた大嘗祭・立太子式のごとき朝儀の大典を再興。有職故実にも明るく、特に歌道の造詣が深く、一代の詠歌はおよそ六千首に及ぶといわれ、和歌に関する撰著も三十余种を数える。その他朝儀の必須に備えて宮中の記録類の整備に努めた。
光格天皇 (在位：1779～1817年)	改元の院奏や太政大臣補任について関与。正月行事の一部（院四方拝、諸臣賜謁）、和歌や管弦などの文化芸活動、仙洞御所外への御幸（修学院離宮への御幸）を行った。

【出典】『天皇皇族実録』（宮内省図書寮）の各該当天皇の実録、『皇室制度史』第3巻（帝国学士院）、『皇室制度史料』太上天皇1～3（宮内庁書陵部）、『歴代天皇・年号事典』（米田雄介編、吉川弘文館）

## 5. 天皇陛下の御代替わりにおける 儀式等の概況

# 昭和天皇の崩御・今上天皇の御即位に伴う動き

- 昭和64年1月7日の昭和天皇の崩御を受けて今上天皇が即位されたが、平成2年末までの約2年間にわたり、葬送と即位に関する一連の行事が行われた。
- 皇位継承に伴い、元号の変更や天皇誕生日等の祝日の変更が行われた。



# 昭和天皇の崩御に伴い行われた儀式・行事等

○昭和64年1月7日の昭和天皇の崩御を受けて、平成2年1月9日までの間、主なものとして計59件の儀式・行事等が行われた。

(主な儀式・行事等の例)

儀式・行事等	日程	両陛下の御出席	概要	場所
ひんきゅうしこう 殯宮祇候 (皇室行事)	平成元年1月19日 ～2月24日	両陛下 (1月21日～24日を除き 計33日間御出席)	れんそつ(葬儀)までの間、 <sup>てれいきゅう</sup> 御霊柩を安置する仮の御殿である「 <sup>ひんきゅう</sup> 殯宮」において、特定の者が一定の時間、御霊柩の御側に奉仕する行事が行われた。	ひんきゅう 殯宮 (宮殿正殿松の間)
そうじょうでんぎ 葬場殿の儀 (皇室行事)	平成元年2月24日	両陛下	一般の本葬に相当する儀式であり、 <sup>さいかんちょう</sup> 祭官長が祭詞を奏し、天皇陛下が <sup>ごんざい</sup> 御誄(一般の弔辞に相当)を奏された。	そうじょう 葬場 (新宿御苑)
たいそう れい おんしき 大喪の礼御式 (国事行為)	平成元年2月24日	両陛下	一般の本葬に相当する儀式であり、参列者一同の黙とうや各国代表等の拝礼が行われた。	そうじょう 葬場 (新宿御苑)
各国代表との 御会見等	平成元年2月21日 ～2月23日 2月25日～2月27日	両陛下 (計6日間)	大喪の礼等に参列するため来日した国や国際機関の代表のうち、延べ152の国や国際機関の代表と、個別又は合同で、御会見・御引見が行われた。	赤坂御所 宮殿
りょうしよ 陵所における 儀式 (皇室行事)	平成元年1月17日、2月 23日、2月24日、2月25 日～平成2年1月7日	両陛下 (計4日間)	昭和天皇の陵所である「 <sup>むさしののみささぎ</sup> 武蔵野陵」において、陵所の宮建、埋葬、崩御一周年等に際して各種儀式が行われた。	りょうしよ 陵所 (武蔵野陵)

(参考) <sup>ひんきゅうしこう</sup>殯宮祇候



一般のお通夜に相当するものであり、「<sup>もがり</sup>殯」と称されることもある。昭和天皇の崩御に際しては、平成元年1月19日の<sup>ひんきゅう</sup>殯宮移御の儀終了時から<sup>れんそつ</sup>斂葬当日<sup>ひんきゅうさい</sup>殯宮祭の儀までの37日間、途中各種行事のための中断を除き、昼夜を通して行われ、天皇皇后両陛下の<sup>ひんきゅう</sup>祇候は33日間に上った。(写真は宮殿に設営された<sup>ひんきゅう</sup>殯宮)

## 今上天皇の御即位に伴い行われた儀式・行事

○昭和64年1月7日の御即位を受けて、同日の「けんじとうしょうけい 剣璽等承継ぎの儀」、同月9日の「そくいごちようけん 即位後朝見ぎの儀」が行われた後、昭和天皇の1年間の服喪期間を経て、平成2年に「そくいれいせい 即位礼正殿ぎの儀」「だいじょうさい 大嘗祭」を中心とした一連の主な儀式・行事が約1年間にわたり計30件行われた。

(主な儀式・行事の例)

儀式・行事等	日程	概要	場所	両陛下の御出席
<small>けんじとうしょうけい</small> 剣璽等承継 <small>ぎ</small> の儀 (国事行為)	昭和64年1月7日	 天皇が皇位を継承された証として、 <small>あかし</small> 剣璽・御璽・国璽を承継される儀式	宮殿	天皇陛下
<small>そくいごちようけん</small> 即位後朝見 <small>ぎ</small> の儀 (国事行為)	平成元年1月9日	 天皇が御即位後初めて公式に三権の長をはじめ国民を代表する人々に会われる儀式	宮殿	両陛下
<small>そくいれいせい</small> 即位礼正殿 <small>ぎ</small> の儀 (国事行為)	平成2年11月12日	 天皇が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式	宮殿	両陛下
<small>だいじょうさい</small> 大嘗祭 (皇室行事)	平成2年11月22日 ～11月23日	 天皇が御即位の後、 <small>だいじょうきゆう</small> 大嘗宮の <small>ゆきでん</small> 悠紀殿・ <small>すきでん</small> 主基殿において初めて新穀を皇祖・天神地祇に供えられ、自らも召し上がり、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穡などを感謝し祈念される儀式	皇居 東御苑	両陛下
<small>そくいれい およ だいじょう</small> 即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁 <small>しんくつ</small> の儀 (皇室行事)	平成2年11月27日 ・11月28日	 即位礼及び大嘗祭の後、神宮に天皇陛下が拝礼される儀式	伊勢 神宮	両陛下